平成２６年（フ）第２１号
福岡県筑後市大字羽犬塚305番地２　春日ハイツ202号室
債務者　新原瑠美子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目26番19―203号
債務者　盛田　哲也
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目26番19―203号
債務者　盛田　雅之
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目12番29号
債務者　川路　香理
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目40番12号
債務者　池田　鉄雄
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７４号
秋田市港北新町３番47号
債務者　諏訪　真弓（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１号
秋田市土崎港南１丁目４番10号
債務者　古井トシエ
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１１号
徳島県吉野川市山川町堤外20番地15
債務者　三谷　澄子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
徳島県吉野川市山川町堤外20番地15
債務者　三谷　正人
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
宮城県大崎市三本木蟻ケ袋字混内山１番地
三本木混内山住宅８号棟302号
債務者　小川　肖美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
宮城県加美郡加美町四日市場字北元宿67番地２
債務者　米澤　淳子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
福井県越前市広瀬町第91号56番地の４
債務者　宮本　容子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
福井市鮎川町第192号26番地
債務者　山本　　愛
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1273番地３
債務者　小長井茂里
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
兵庫県川西市西畦野２丁目１番13号
債務者　西野　明美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
山口県岩国市旭町１丁目６番12号
債務者　マーフィー，ドナルドアンソニー（MURPHY　DONALD　ANTHONY）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１２７号
青森市大字大野字前田71番地137
債務者　岩間　恵美
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係